平成２２年（フ）第１５９号
群馬県桐生市広沢町４丁目1970番地の77　市営９号
債務者　齋藤　都仁
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３３号
千葉県いすみ市小沢1027番地３
債務者　上原　尚子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
千葉県いすみ市小沢1027番地３
債務者　上原　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
千葉県いすみ市岬町押日2208番地
債務者　吉野　早苗
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
千葉県茂原市下永吉11番地５
債務者　堀口　郁子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６号
富山県高岡市中保69番地　中保市営住宅Ｃ棟405号
債務者　伏間江浩平
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５号
石川県石川郡野々市町住吉町18番１号　藤平荘101号室、従前の住所石川県石川郡野々市町本町３丁目５番29号
債務者　津田　　要
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
山梨県南巨摩郡富士川町長澤1128番地　町営若宮団地106
債務者　竹内由香里
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
岐阜県可児市下恵土168番地３
債務者　小谷　勝一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６号
岐阜県可児市下恵土168番地３
債務者　小谷田美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８号
三重県名張市つつじが丘北４番町147番地
債務者　笹田美和子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第９号
滋賀県彦根市芹町10番28―201号
債務者　安藤　一子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５号
奈良県五條市本町２丁目５番20号
債務者　辻本　康宏
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１４３３号
広島市安佐北区口田南１丁目22番42―５号
債務者　新林　修司
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９６号
広島市安佐南区長束５丁目５番28号
債務者　岸江　久好
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３８号
広島市西区己斐上４丁目３番16―204号
債務者　島原　芳彦
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７４号
広島市安佐北区深川４丁目20番26号　第４木村荘６号
債務者　山口　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部